



佐賀県公報

平成18年
12月27日
(水曜日)
第 12849号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間（七四九・危機管理・広報課）
- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等（七五〇・"）

- 道路の区域の変更（七五一・道路課）

公告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（水産課）
- 開発行為に関する工事の完了（まちづくり推進課）
- 富士南部地区下小副川第二換地区換地計画（農地整備課）
- 桐岡地区換地計画決定（"）

海区漁業調整委員会事項

- ムツゴロウ及びシオマネキの採捕の禁止（佐賀県有明海区漁業調整委員会指示・一八）

正誤

- ◎平成十八年十月三十日付け佐賀県公報第一二八二五号中訂正（総務法制課）

告示

◎佐賀県告示第七百四十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十八年十二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

募集期間 平成十九年一月十五日から同年二月十四日まで

◎佐賀県告示第七百五十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十七条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十八年十二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

試験日時	試験場の位置	試験場の名称
平成一九年二月一七日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地

◎佐賀県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の幅員	延長
	区 間	後		
一般国道 二〇四号	唐津市町田一丁目二四七三線一 五地先から	後	六・六 〇・〇	一八四・〇
	唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先から	前	六・六 〇・〇	

○ 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定により定めた佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、玄海と有明海というそれぞれにまったく異なる特性を持つ漁場で営まれている。平成16年の生産量は88千トン（うち海面漁業漁獲量16千トン）、生産額は283億円（うち海面漁業45億8千万円）となっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 玄海地域

対馬暖流の影響下にある外洋性の杓岐水道及び唐津湾、伊万里湾などの内湾があり、また多くの離島や瀬、礁に恵まれて好漁場を形成している。

また、唐津港は西日本まき網漁業の水揚げ基地として大きな位置を占めており、水産流通、加工業が盛んである。

漁業就業者数は約1,800人、さらに流通、加工関係への就業者が約5,400人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心に発達しており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エツ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有し、のり養殖の生産額は全国第1位となっている。

漁業就業者数は約3,400人このほり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。

このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このため、県では従来から「つくり育て、管理する漁業」を推進しており、栽培漁業、資源管理型漁業の推進など、種々の海洋生物資源の保存、管理措置を講じているところである。この結果、漁業者の意識改革もみられ、くるまえば、まだい、ひらめ、うに、あわびなど魚介類の保存及び管

理が図られるようになっていくが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、特定の魚種については漁獲可能量制度を導入することとし、国の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度により資源を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効措置を講じることとする。第1種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行うためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、年齢組成等資源の内容、資源をとりまく環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。したがって当初データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 なお、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても従来からの資源管理型漁業を推進していくとともに、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

7 本県では該当魚種について県外からの入漁はないが、入漁を受け入れるようになった場合には、漁獲可能量制度について、他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成18年1月～12月	若干
【するめいか】	平成18年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成19年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成19年1月～12月	若干
【するめいか】	平成19年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

まあじを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そうまき）、いわししき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわししき網は現状どおりを目標として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかを漁獲対象とする漁業は、いか釣り漁業があるが、本県海域ではするめいかの漁場が形成されず、混獲による採捕が行われている。本県に定められた数量は若干であり、協定制度等による管理は行わないが、漁獲実績を把握し、現状の操業実態にあった管理を行うことにより、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握する

とともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることとする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡みやき町大字白壁字平林2220番1から2220番6まで、2256番3、2259番1、2259番4、2260番及び2261番1並びに2220番5及び2220番6地先の水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県久留米市中央町12番地の9
喜多村石油株式会社

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)富士南部地区下小副川第2換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備)富士南部地区下小副川第2換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成18年12月28日から平成19年1月31日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所本庁及び佐賀市役所富士支所

多久市長 横尾俊彦から認可申請の多久市営土地改良事業(基盤整備促進)桐岡地区換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

ついでには、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
多久市営土地改良事業(基盤整備促進)桐岡地区換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年12月28日から平成19年1月31日まで
- 3 縦覧の場所
多久市役所

○ 海区漁業調整委員会事項

●佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により佐賀県有明海区におけるムシゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成十八年十二月二十七日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山 崎 龍 馬

平成十九年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間、次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。

六角川及び福所江川のうち、次の直線A、B及びCによって囲まれた区域
(別紙のとおり)

直線A 杵島郡白石町有明千拓福富地区林源林太郎堀排水樋管下流端と小城

市芦刈町道免一三七一番地四一地先住ノ江港第四号燈標を通る直線

直線B 小城市芦刈町下古賀字授産社堀又一〇三三番七六地先社堀樋管下流

端と同町下古賀字昭和堀一四四二番地先の一号取付棧橋基部を結んだ

直線

直線C 小城市芦刈町下古賀字昭和堀一四四二番地先の一号取付棧橋基部と

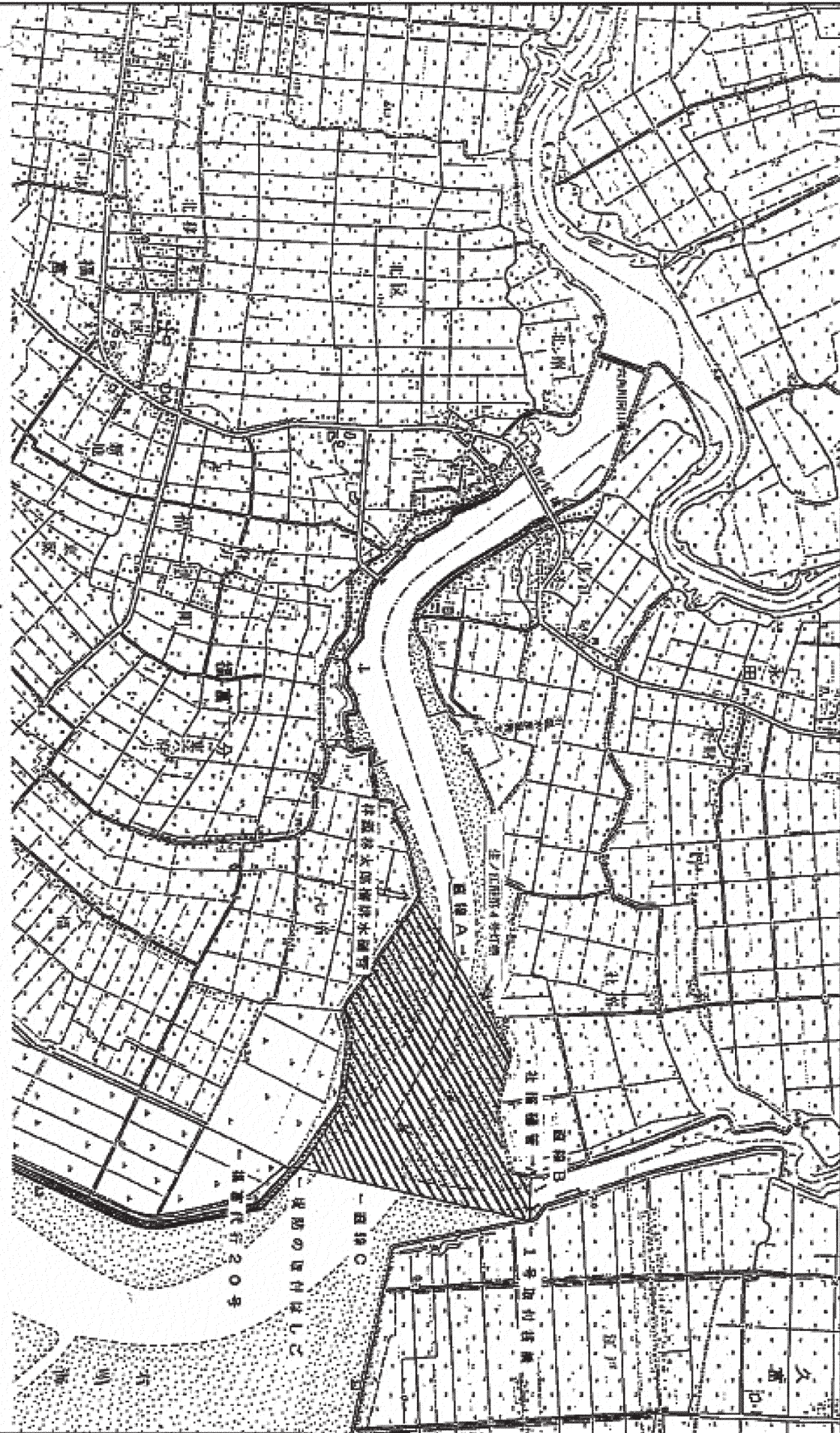
杵島郡白石町大字八平字新開一一八六番福富代行二〇号線地先堤防に
設置されている取付はしごを結んだ直線

0 500 1000 1500

1 : 25,000



有漁調整指示第 18 号区域



○ 正 誤

平成十八年十月三十日付け佐賀県公報第二二八二五号中訂正

7	頁
上段	箇所
左から一行目及び四行目	
統括政策監	誤
総括政策監	正

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷